

J 1 ・ J 2 クラブライセンス交付規則

定義集

「AFC」とは、アジアサッカー連盟を意味する。

「AFCクラブ競技会」とは、AFCチャンピオンズリーグ・エリートおよびAFCチャンピオンズリーグ2の総称を意味する。

「AFC規則」とは、AFC Club Licensing Regulations を意味する。

「AFC調査人」とは、本交付規則第9条第1項に定める意味を有する。

「AFCライセンス」とは、本交付規則第2条第1項に定める意味を有する。

「LM」とは、本交付規則第12条第1項に定める意味を有する。

「FIB」とは、本交付規則第11条第1号イに定める意味を有する。なお、各ライセンス申請または取消し手続の審査との関係において「FIB」というときは、「FIBパネル」を意味する。

「FIBパネル」とは、本交付規則第14条第7項に定める意味を有する。

「AB」とは、本交付規則第11条第1号ロに定める意味を有する。なお、各上訴の審査の関係において「AB」というときは、「ABパネル」を意味する。

「ABパネル」とは、本交付規則第16条6項に定める意味を有する。

「CLA」とは、本交付規則第11条第1項第2号に定める意味を有する。

「J1クラブライセンス関連規程」とは、本交付規則第5条に定める意味を有する。

「J1」、「J2」、「J3」とは、それぞれ「J1リーグ」、「J2リーグ」、「J3リーグ」を意味する。

「J1・J2クラブライセンス」とは、本交付規則第20条に定める意味を有する。

「シーズン」とは、Jリーグ規約第54条に定める開催期間の属する年の8月1日から翌年7月31日までの期間を意味する。

「ライセンス申請者」とは、J1ライセンスを申請するクラブを意味する。

「ライセンシー」とは、J1ライセンスを交付されたクラブを意味する。

「ライセンス評価チーム」とは、本交付規則第12条第5項に定める意味を有する。

「ライセンス・パッケージ」とは、本交付規則第23条第5項に定める意味を有する。

「コアプロセス」とは、本交付規則第24条第1項に定める意味を有する。

「ライセンス基準」とは、本交付規則第7条第1項に定める意味を有する。

「上訴人」とは、上訴申立てを行ったクラブまたはLMを意味する。

「電子システム」とは、Jリーグが運用する「クラブライセンス申請システム」を意味する。

序 文

Jリーグは、本交付規則を通じ、JFAの理念およびビジョンならびにJリーグの理念および活動方針を推進し、これらの達成に貢献する。

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本交付規則は、JFA基本規程第72条第4項およびJリーグ規約第13条第1項に基づき、J1の参加資格である「J1クラブライセンス」（以下「J1ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるとともに、Jリーグ規約第13条第3項に基づき、J2の参加資格である「J2クラブライセンス」（以下「J2ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

第2条〔AFC規則との関係〕

- (1) 本交付規則は、AFC規則の定めに従って、J1ライセンスのみならず、AFCチャンピオンズリーグ・エリートおよびAFCチャンピオンズリーグ2の出場資格（以下「AFCライセンス」という）に関しても必要な事項を定めるものである。この関係において、本交付規則におけるJ1ライセンスに関する基準は、AFC規則に規定されるAFCライセンスの各基準およびライセンス交付プロセスにおける必須要件をすべて規定する。
- (2) J1ライセンスに関する基準がAFCライセンスの基準の最低要件より厳格化されまたはAFCライセンスの基準の最低要件に追加されている場合は、当該厳格化または追加された基準は、AFCライセンスに準用されるものとする。
- (3) AFCライセンスの審査および交付は、J1ライセンスの審査および交付とは別途行われるものとする。

第3条〔定義〕

- (1) 次項において定める場合を除き、本交付規則において用いられているAFC規則またはJリーグ規約において定義されている用語は、AFC規則またはJリーグ規約において定義された意味を有するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の定義集に定める意味を有するものとする。

第4条〔J1・J2クラブライセンス制度の目的〕

J1・J2クラブライセンス制度は、AFC規則第3条、JFA基本規程第1条およびJリーグ規約第1条に定める目的の実現のほか、以下のことを目的とする。

- ① 日本サッカーのさらなる水準の向上
- ② クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
- ③ JFAおよびJリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
- ④ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
- ⑤ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ⑥ 競技会における、財務上のフェアプレーの監視

第5条〔関連規程の制定〕

Jリーグは、本交付規則に加え、Jリーグ理事会の決議により、J1ライセンス、J2ライセンスまたはAFCライセンス（以下、J1ライセンスおよびJ2ライセンスを併せて称する場合は「J1・J2ライセンス」といい、すべてを総称する場合は「J1・J2ライセンス等」という）に関連して、以下の各規程、規則および細則からなる「J1・J2クラブライセンス関連規程」を定めることができる。

- ① J1・J2クラブライセンス交付規則運用細則
- ② 前号のほか、Jリーグが制定する規程

第6条〔遵守義務〕

- (1) Jリーグ、CLA、FIB、AB、ライセンス申請者およびライセンシーならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、JFAおよびJリーグの諸規程のほか、本交付規則、J1・J2クラブライセンス関連規程およびAFC規則ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1・J2ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1・J2ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、LM、CLA、ライセンス評価チーム、FIBおよびABによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 手順

第7条〔審査上の基準と等級〕

- (1) J 1・J 2ライセンス等の交付に関する審査は、以下の7つの基準（以下「ライセンス基準」という）について行われる。
 - ① 競技基準（第8章）
 - ② 施設基準（第9章）
 - ③ 人事体制・組織運営基準（第10章）
 - ④ 法務基準（第11章）
 - ⑤ 財務基準（第12章）
 - ⑥ 育成・サステナビリティ基準（第13章）
 - ⑦ マーケティング基準（第14章）
- (2) 前項の各ライセンス基準には以下の3つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。
 - ① A等級
A等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるA等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJ 1・J 2ライセンス等の交付拒絶事由を構成するが、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁は科されない。
 - ② B等級
B等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるB等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJ 1・J 2ライセンス等の交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対しては本交付規則第8条に定める制裁が科される。
 - ③ C等級
C等級基準は、ライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと改められる可能性があるものである。ライセンス申請者によるC等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者に対するJ 1・J 2ライセンス等の交付拒絶事由を構成するものではなく、また、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁が科されるものでもない。

第8条〔制裁・懲罰〕

- (1) ライセンシーまたはライセンス申請者にB等級基準の未充足があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者はF I BまたはA Bにより以下の制裁（ただし、当該制裁は網羅的なものではない）が科される可能性がある。ライセンシーまたはライセンス申請者は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも、制裁が科されることがある。

- ① クラブ名の公表
 - ② 改善計画の提出
 - ③ 戒告
 - ④ けん責
 - ⑤ ライセンス基準を満たすための期限延長
 - ⑥ 特定の期限までにライセンス基準を満たす義務
 - ⑦ 罰金（１億円を上限とする）
 - ⑧ 勝点の減点（15点を上限とする）
 - ⑨ 人員の停職
 - ⑩ ライセンサーの然るべき機関への問題報告
 - ⑪ 保証および引受義務
 - ⑫ 補助金／賞金の保留
 - ⑬ より詳細な財務情報の要求
 - ⑭ 無観客試合
 - ⑮ 収容人数の削減
 - ⑯ J１・J２ライセンス等の見直し・取消し
 - ⑰ J１・J２ライセンス等の保留
 - ⑱ 移籍契約締結の禁止
 - ⑲ 下位リーグへの降格
- (2) ライセンサーまたはライセンス申請者に本交付規則または「J１・J２クラブライセンス関連規程」の違反（虚偽の文書の提出、期限の無視、期限超過の懲罰、ライセンサーに対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない）があった場合、当該ライセンサーまたはライセンス申請者は、Jリーグ規約の定めに従って懲罰を科されることがある。

第9条〔AFCによる監査〕

- (1) AFCまたはその指名する機関もしくは代理人（これらを総称して「AFC調査人」という）は、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、Jリーグに対しコンプライアンス監査を行うことができ、Jリーグが本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、JリーグはAFCから制裁を受けることがある。
- (2) AFC調査人は、Jリーグの立ち会いのもと、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、ライセンス申請者に対しコンプライアンス監査を行うことができ、当該ライセンス申請者が本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、当該ライセンス申請者はAFCから制裁を受けることがある。
- (3) 前2項のコンプライアンス監査との関係においては、本交付規則およびAFC規則の英語版と日本語版との間に解釈の相違がある場合は、英語版の解釈が優先されるものとする。

また、本交付規則とＡＦＣ規則との間に解釈の相違がある場合は、ＡＦＣ規則の解釈が優先されるものとする。

- (4) コンプライアンス監査は、ライセンサーとライセンス申請者/ライセンシーが、これらの規則で定義されている義務を果たし、ライセンサーの最終決定時にライセンスが正しく授与されたことを確認することを目的としている。ライセンサーまたはライセンス申請者/ライセンシーがコンプライアンス監査の実行に協力しない場合は、適切な措置のためにＡＦＣ司法機関に付託されるものとする。

第３章 ライセンス交付機関（ライセンサー）

第10条〔ライセンサー〕

- (1) Ｊリーグは、ＪＦＡから日本におけるＪ１クラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことより、また、Ｊリーグ規約第13条第３項に基づきＪ２クラブライセンス制度の制定および運用を行うことにより、日本におけるライセンス交付機関（ライセンサー）となる。
- (2) ライセンサーは、ＡＦＣ規則第５条および本交付規則に基づき、Ｊ１クラブライセンス制度の運営を行い、Ｊ１ライセンス等の交付の決定を行う。
- (3) ライセンサーは、Ｊリーグ規約第13条３項および本交付規則に基づき、Ｊ２クラブライセンス制度の運営を行い、Ｊ２ライセンスの交付の決定を行う。

第11条〔ライセンサーの組織〕

ライセンサーは、以下の機関を設置し、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付に関する審査を行う。

- ① Ｊ１・Ｊ２ライセンス等交付の可否を決定し、第８条に定める各種制裁を科す権限を持つ、以下の２つの意思決定機関。ただし、これらの機関は互いにかつライセンサーから独立した存在であるものとし、ライセンサーから管理運営上の支援を受けるものとする。
- イ. クラブライセンス交付第一審機関（以下「ＦＩＢ」という）
- ロ. クラブライセンス交付上訴機関（以下「ＡＢ」という）
- ② クラブライセンス事務局（以下「ＣＬＡ」という）

第12条〔ＣＬＡ〕

- (1) ＪリーグはＣＬＡを設置し、ＣＬＡにクラブライセンスマネージャー（以下「ＬＭ」という）および職員を配置する。

- (2) C L Aの職員およびL Mはチェアマンが任命し、L MがC L Aの長を務める。
- (3) C L Aの職員およびその外部アドバイザーの少なくとも1名は、財務の分野において相当の実務経験と知識を有する者とする。
- (4) C L Aは以下の業務を行う。
 - ① J 1・J 2クラブライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② 電子システムの運営と管理
 - ③ ライセンス申請者に対する電子システム利用に関する研修および支援
 - ④ F I BおよびA Bに対する管理運営上の支援
 - ⑤ ライセンス申請者に対する援助および助言
 - ⑥ シーズン中におけるライセンシーの本交付規則およびA F C規則の遵守状況の監視
 - ⑦ A F CおよびA F C加盟各国のクラブライセンス交付部門との連絡および窓口業務
- (5) L Mはライセンス申請者に対する審査を円滑かつ効率的に遂行するため、C L Aの一部門として公認会計士1名以上を含む「ライセンス評価チーム」を組織し、J リーグ理事会の承認を経てその構成員を任命することができる。
- (6) C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）は、J リーグ規約第30条第1項の準用を受けるほか、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーと独立した関係になければならず、また、職員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。C L Aの職員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。ただし、J リーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員の独立性を確認し、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に本項及び次項の規定を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (7) C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他J リーグが制定する規程に定める場合は、当該職員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。

- (8) 上記各項のほか、ＣＬＡの運営に関する事項は、Ｊリーグが制定する「クラブライセンス事務局規程」に定めるところによる。

第13条〔ＣＬＡの権限および義務〕

- (1) ＬＭ、ＣＬＡおよびライセンス評価チームは、公正な立場で職務を遂行しなければならない、ライセンス申請者を平等に取り扱わなければならない。
- (2) ＬＭ、ＣＬＡおよびライセンス評価チームは、各ライセンス申請者によるＪ１・Ｊ２ライセンス等の申請の評価に関してＦＩＢおよびＡＢを支援するため、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリング調査を実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行い、ライセンス評価報告書を作成するものとする。
- (3) ＬＭ、ＣＬＡおよびライセンス評価チームは、事前通知なくライセンス申請者またはライセンシーの関連施設に出向いてコンプライアンス監査を実施し、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付に関する資料の調査、ＦＩＢまたはＡＢが命じたクラブ経営上の是正措置の対応状況の確認、ライセンス申請者またはライセンシーに対するヒアリング調査等を行うことができる。
- (4) ライセンシーに本交付規則の規定の違反があると認められる場合には、ＣＬＡがその内容を調査のうえ、Ｊリーグ規約に基づいて制裁が科され得る。
- (5) ＬＭおよびその指名するＣＬＡの職員は、ＦＩＢおよびＡＢによる「Ｊ１ライセンス決定会議」、「Ｊ２ライセンス決定会議」または「ＡＦＣライセンス決定会議」に出席することができ、そこでライセンス交付またはクラブへの制裁に関して意見を述べることができる。ただし、当該人員は議決に加わることはできない。
- (6) ＣＬＡはＡＦＣ調査人によるコンプライアンス監査を受けることがあり、コンプライアンス監査が行われる場合は、ＣＬＡはコンプライアンス監査に協力しなければならない。

第14条〔ＦＩＢ〕

- (1) ＦＩＢ構成員は、ＣＬＡの推薦に基づき、Ｊリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) ＦＩＢ構成員の任期は原則として２年とし、４期まで再選されることができる。
- (3) ＪリーグまたはＪＦＡの職員はＦＩＢの構成員に任命され得る。
- (4) 前項の規定にかかわらず、Ｊリーグ理事、監事、執行役員、職員および会計監査人、ＪＦＡ理事、監事および職員、ＪＦＡ評議員、Ｊリーグ専門委員会委員、ＪＦＡ専門委員会委員、ＣＬＡの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）ＬＭならびにクラブ役員は、ＦＩＢの構成員を兼ねることができない。
- (5) ＦＩＢ構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、ＦＩＢおよびＪリーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。

- ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、F I Bの構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (6) F I Bの任期途中で補欠または増員によりF I B構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (7) チェアマンは、ライセンス申請者毎に、当該ライセンス申請者によるライセンス申請を審査し、かつ第15条第2項から第4項に関する決定を行う会議体としてF I Bパネルを組成するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがF I B構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも1名は弁護士、少なくとも1名は公認会計士であるものとする。
- (8) F I B構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。F I B構成員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、F I B構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (9) F I B構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該F I B構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (10) F I Bの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第15条〔F I Bの権限および義務〕

- (1) F I B構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、F I Bに提出されるすべてのJ 1・J 2ライセンス等の申請を平等に取り扱わなければならない。
- (2) F I Bパネルは、以下の各号の資料に基づいて、ライセンス申請者に対し、J 1・J 2ライセンス等の交付の可否を決定する。当該決定にあたっては、ライセンス評価報告書を参考

にすることができる。

① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類一式

② 本条第7項にいう審問において顕れた一切の記録

- (3) F I B パネルは、本交付規則に従い、第7条第2項第2号に定めるB等級基準を充足しなかったライセンス申請者に対し、制裁を決定する。
- (4) F I B パネルは、いずれかのライセンシーについて第22条第3項各号に定める事由が発生した場合、当該ライセンシーに対し、J 1・J 2ライセンス等を取消すかまたは制裁を科すことができる。
- (5) F I B パネルは、ライセンス申請者が提出した資料の内容について、ライセンス申請者に対して説明を求め、または資料の再提出や追加資料の提出を求めることができる。
- (6) F I B パネルは、J 1・J 2ライセンス等の交付の可否を決定するにあたり、ライセンス申請者に対し、付帯事項としてクラブ経営上の是正措置を通達することができる。
- (7) F I B パネルが、J 1・J 2ライセンス等の交付の拒絶またはJ 1・J 2ライセンス等の取消しまたは制裁を決定する場合には、F I B は審問期日を指定し、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与しなければならない。また、F I B がJ 1・J 2ライセンス等の交付の拒絶またはJ 1・J 2ライセンス等の取消しまたは制裁を科す旨の決定を行った場合には、F I B パネルは対象となるライセンス申請者またはライセンシーに対し、ライセンス交付拒絶理由、取消し事由または制裁を科す理由を明記した書面にてその旨を通知しなければならない。
- (8) F I B パネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有し、F I B パネルの決定は原則として構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。

第16条〔A B〕

- (1) A B 構成員は、C L A の推薦に基づき、J リーグ理事会承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) A B 構成員の任期は原則として2年とし、5期まで再選されることができる。
- (3) J リーグ理事、監事、執行役員、職員および会計監査人、J F A 理事、監事および職員、J F A 評議員、J リーグ専門委員会委員、J F A 専門委員会委員、C L A の職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）L M ならびにクラブ役員は、A B 構成員を兼ねることができない。
- (4) A B 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、A B およびJ リーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、A B の構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (5) A B の任期途中で補欠または増員によりA B 構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、J リーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (6) チェアマンは、上訴人毎に、当該上訴人による上訴の審査を担当し、かつ第17条第2項に関

する決定を行う会議体としてＡＢパネルを組成するものとする。ＡＢパネルは１名の議長および２名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがＡＢ構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも１名は弁護士、少なくとも１名は公認会計士であるものとする。

- (7) ＡＢ構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは２親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。ＡＢ構成員は、その任命時ならびに年１回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、ＡＢ構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは２親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (8) ＡＢ構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Ｊリーグが制定する規程に定める場合は、ＡＢ構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (9) ＡＢの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Ｊリーグが別に制定する規程によるものとする。

第17条〔ＡＢの権限および義務〕

- (1) ＡＢ構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、ＡＢに提出されるすべての上訴申立てを平等に取り扱わなければならない。
- (2) ＡＢパネルは、ＦＩＢの決定に対して不服のある上訴権者が上訴期限までに適法に上訴手続を行った場合に、ＦＩＢの決定について審査を行い、ＦＩＢの決定を支持するか否かにつき決定を下す。ＡＢパネルは、必要に応じてＦＩＢの決定を破棄し、自ら新たな決定を下すことができる。
- (3) ＡＢパネルの決定は、決定理由を記した書面にて、上訴人に通知されなければならない。
- (4) ＡＢパネルの各構成員はそれぞれ１個の議決権を有するものとし、ＡＢの決定はＡＢパネル構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。
- (5) ＡＢパネルの決定に対する不服の申立機関はローザンヌのスポーツ仲裁裁判所（ＣＡＳ）

のみとし、裁判所その他の第三者に訴えることはできないものとする。

第4章 ライセンス申請者

第18条〔ライセンス申請者〕

- (1) J１・J２ライセンス等の申請は、JFAの加盟チームであり、かつ、J１、J２またはJ３リーグのいずれかに所属しているクラブのみが行うことができる（以下、本条に基づきライセンスの申請をした者を「ライセンス申請者」という）。
- (2) ライセンス申請者は、J１・J２ライセンス等の申請日において、JFAの加盟チームとなってから、2年以上が経過していなければならない。
- (3) ライセンス申請者の法人形態、グループの法的構造の変更（他の法人との合併、他の法人へのフットボール関連事業の譲渡を含む）またはアイデンティティ（本社、名称、色を含む）について、競技のインテグリティを損なうような変更、またはライセンス申請者の競技会への参加資格もしくはJ１・J２ライセンス等の取得を容易にするような変更が行われた場合、本条第1項に規定する資格要件は、かかる変更が行われた時点において停止されたものとみなされる。

第19条〔ライセンス申請者の義務〕

- (1) ライセンス申請者は、国内競技会および国際競技会への参加ならびにライセンス基準の充足について全面的な責任を負うものとする。
- (2) 前項に加え、ライセンス申請者は、以下の各号に定める事項を確保する責任を負うものとする。
 - ① すべての選手が、JFAに登録されており、また、プロ選手の場合には、当該ライセンス申請者との間に書面による選手契約があること
 - ② 契約上または法律上の義務から生じる選手へ支払われるすべての報酬ならびにすべての入場料収入が当該ライセンス申請者の会計帳簿に記帳されていること
 - ③ 当該ライセンス申請者は、国内および国際競技会に出場する登録選手によって構成されるサッカーチームに対して全面的に責任を負うこと
 - ④ 本交付規則第8章から第14章にそれぞれ記載されている競技、施設、人事体制・組織運営、法務財務、育成・サステナビリティならびにマーケティングの基準に関連するライセンス交付義務が履行されていることの証明に関する必要なすべての情報および／または書面がライセンサーに提供されること
 - ⑤ 競技、施設、人事体制・組織運営、法務、財務、育成・サステナビリティならびにマーケティング情報の提示が要求される単独または複数の報告主体たる事業体に関する情報がライセンサーに提供されること
 - ⑥ 審査期間中に、当該ライセンス申請者の法人形態もしくはグループの法的構造の変更（他の事業体との合併、他の事業体へのフットボール関連事業の譲渡を含む）またはアイデンティティ（本社、名称、色を含む）の変更が生じた場合、その情報がライセンサーに速やかに提供されること

第5章 ライセンス

第20条〔J 1・J 2ライセンスの内容〕

J 1ライセンスはあくまでJ 1に参加するために必要な資格に過ぎず、J 1ライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいてJ 1に所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいてJ 1に所属するためには、J 1ライセンスの付与を受け、かつ、国内競技会の結果に基づきJ 1への出場資格を得なければならない。J 2ライセンスとJ 2への出場資格の関係についても同様である。

第21条〔J 1・J 2ライセンス等の付与 / 譲渡〕

- (1) ライセンス申請者が第8章から第14章に定める各ライセンス基準を充足しているか否かの判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、ライセンス申請書類の提出締切日（以下「ライセンス申請締切日」という）を基準日として行う。
- (2) ライセンス申請者が、第8章から第14章に定める各ライセンス基準のうちJ 1に関するA等級のものをすべて充足する場合は、J 1ライセンスが付与されるものとする。
- (3) 前項に定める場合を除き、ライセンス申請者が、第8章から第14章に定める各ライセンス基準のうちJ 2に関するA等級のものをすべて充足する場合は、J 2ライセンスが付与されるものとする。
- (4) ライセンス申請者が、第8章から第14章に定める各基準のうちA等級のものをいずれか1つでも充足しない場合は、J 1・J 2ライセンスは付与されないものとする。J 2ライセンスについては、いずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンのJ 2リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J リーグ理事会がJ 2ライセンスを付与することができる。かかる場合、J リーグ理事会が制裁を科すものとし、制裁の種類はJ リーグ規約第142条第1項各号を準用するものとする。
- (5) AFCライセンスについては、原則として第2項に基づきJ 1ライセンスが付与されるが、第7章の定めに従うものとする。
- (6) ライセンス申請者および／またはライセンシーは、ライセンス申請者たる地位、J 1・J 2ライセンス等を第三者に譲渡することができないものとする。

第22条〔ライセンスの有効期間 / 取消し〕

- (1) J 1・J 2ライセンス等の有効期間は、当該J 1・J 2ライセンス等の対象となるシーズンとし、変更はできない。
- (2) J 1・J 2ライセンス等は、以下のいずれかの時点において自動的に失効する。

- ① シーズンが満了したとき
- ② 当該Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の対象となるリーグが消滅したとき
- (3) ライセンシーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンシーは、ＦＩＢまたはＡＢの決定により、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等を取り消されまたは制裁を科され得る。
 - ① 当該ライセンシーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めなくなった場合
 - ② 当該ライセンシーまたは第三者が当該ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てを行ったとき
 - ③ 当該ライセンシーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ④ Ｊリーグ定款に基づきライセンシーが除名処分となったとき

第６章 ライセンス申請手続（コアプロセス）

第23条〔ライセンス申請〕

- (1) 第18条に定められたクラブのみが、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付を申請することができる。
- (2) Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付の申請は撤回することができない。ただしＬＭの完全な自由裁量により、ＬＭがライセンス申請日の属する翌年の２月末日までに書面によって撤回に同意した場合は、この限りではない。
- (3) Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の申請から交付までの手続は、本交付規則別表１「Ｊ１・Ｊ２クラブライセンス コアプロセスカレンダー」または本交付規則別表２「ＡＦＣクラブライセンス コアプロセスカレンダー」に従う。
- (4) ＣＬＡが別表１または別表２の内容を変更する場合は、速やかに第18条に定められたクラブに通知し、当該クラブにとって不都合が生じないように配慮しなければならない。なお、当該通知をもって、別表１の記載内容は当該通知された内容に置き換えられるものとする。
- (5) ＣＬＡは、別表１または別表２に従って、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の申請の案内とライセンス申請書類の一式（以下総称して「ライセンス・パッケージ」という）を、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付の申請を希望するクラブに通知する。
- (6) Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付の申請を希望するクラブは、別表１または別表２に定める期日までに、所定の要件を満たしたライセンス申請書類を用意し、Ｊ１・Ｊ２クラブライセンス関連規程に定める方法によりＣＬＡに提出する。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。

- (7) ライセンス申請者がその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の3日前までにLMに締切延長を申請することができる。LMはその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、FIBに報告のうえ、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響の出ない範囲で締切延長を決定することができる。
- (8) CLAはライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に不備がないかを確認し、ライセンス申請書類の最終締切日から2週間以内に確認結果をライセンス申請者に通知する。LMは、提出されたライセンス申請書類に不備があった場合には、その完全な自由裁量により、ライセンス申請者に当該書類の再提出または修正を求めることができる。
- (9) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者が負う。
- (10) ライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する期日までに、ライセンス審査料として金30万円(税抜)をJリーグに支払うものとし、当該審査料はいかなる理由があっても返却しない。

第24条〔ライセンス申請書類の審査〕

- (1) ライセンサーは、ライセンス・パッケージを通知する日からJ1・J2ライセンス等が交付された日(AFCライセンスにおいては交付されたクラブの一覧表をAFCに提出する日)まで(当該期間のプロセスを「コアプロセス」という)の間、すべてのライセンス申請者に対し平等の待遇を確保するものとする。
- (2) CLAおよびライセンス評価チームは、ライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に基づき審査を行うとともに、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリングを実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行う。なお、CLAから当該ヒアリング調査または現地調査の依頼があったときには、ライセンス申請者はこれを拒否してはならない。
- (3) CLAおよび／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対する調査結果をライセンス評価報告書にまとめ、FIBに提出する。なお、ライセンス評価報告書には、J1・J2ライセンス等の交付の可否および制裁の必要の有無・内容等、ライセンス申請者に対する所見を盛り込むことができる。
- (4) CLAおよび／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行うことができる。
- (5) ライセンス申請者は、FIBによるライセンス交付決定が下される期間の開始前7日以内に、CLAに対して、第36条基準F.06に定める表明書を提出するものとする。
- (6) CLAは、調査終了後、FIBによるJ1・J2ライセンス等の決定会議を開催する。FIBは、ライセンス申請者に対するJ1・J2ライセンス等の交付の可否および制裁の有無・内容について決定する。FIBは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行い、また、追加資料の提出を命じることがで

きる。

- (7) C L Aは、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載したJ 1・J 2ライセンス等の決定会議の議事録を作成し、F I Bパネルの議長はこれに記名捺印または署名しなければならない。

- ① 議長および出席者／欠席者の氏名
- ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
- ③ 会議の日付および場所

第25条〔F I Bによる決定〕

- (1) F I Bは第15条第2項から第4項までの決定を行う。J 1・J 2ライセンスにおいては3月31日、A F Cライセンスにおいては5月14日までに、当該決定内容および決定理由を明記した書面（以下「F I B決定書」という）が、ライセンス申請者およびL Mに送付されるとともに、C L AからJ リーグ理事会およびJ F A理事会に対して報告される。
- (2) F I Bの決定に対しては、以下の者が上訴権を有する。
 - ① J 1・J 2ライセンス等の交付拒絶の決定を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ② 制裁付きでJ 1・J 2ライセンス等の交付を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ③ J 1・J 2ライセンス等の取消しの決定を受けた場合におけるライセンシー
 - ④ J 1・J 2ライセンス等の保有を認めるが、別途制裁を科された場合におけるライセンス
 - ⑤ J 1・J 2ライセンス等の交付の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑥ 制裁付きでJ 1・J 2ライセンス等の交付の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑦ J 1・J 2ライセンス等の保有を認める旨の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑧ J 1・J 2ライセンス等の保有を認めるが、別途制裁を科す旨の決定がなされた場合におけるL M
- (3) 上訴権を有する者は、F I B決定書を受領した日より7日以内に、C L Aに対し、書面により上訴申立てを行うことができる。上訴する者は、当該上訴の申立てに際して新たな証拠を追加提出することはできない。
- (4) 上訴権を有する者がライセンス申請者またはライセンシーである場合、それらの責に帰すべからざる理由により上訴申立てに必要な書類の提出締切の延長を希望する場合の対応は、第23条第7項を準用する。上訴期間内に上訴の申立てがなされないときは、上訴期間満了時にF I Bの決定が確定する。
- (5) 上訴申立てを受けたC L Aは、A Bが審査するための上訴審査書を作成し、L M（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（L Mが上訴した場合）およびA Bに送付する。上訴審査書は、F I B決定書ならびに第3項に基づき提出された上訴申立書を含む。

第26条〔上訴〕

- (1) 上訴がなされた場合、ＣＬＡは、速やかに審問期日を指定し、上訴人に対して通知しなければならない。
- (2) ＡＢは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (3) ＣＬＡは、審問期日終了後、ＡＢによるＪ１・Ｊ２ライセンス等の決定会議を開催する。ＡＢは、ライセンス申請者に対するＪ１・Ｊ２ライセンスの交付の可否、制裁の有無・内容について、４月30日までに決定し、ＡＦＣライセンスについては５月31日までに決定する。なお、ＡＢの決定は、ＦＩＢの決定より上訴人に不利益なものであってはならない。ただし、ＬＭとライセンス申請者またはライセンシーの双方が上訴している場合はこの限りでない。
- (4) ＡＢによるＪ１・Ｊ２ライセンス等の決定会議では、ＦＩＢによる決定のみを審査対象とし、審査は、ＦＩＢに提出されたライセンス申請書類、ＦＩＢ決定書およびＡＢに提出された上訴申立書ならびにＦＩＢおよびＡＢの審問期日において顕れた一切の記録のみに基づいて行われる。上訴人は、ＡＢに対して新たな証拠を提出することはできない。
- (5) ＣＬＡは、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載したＪ１・Ｊ２ライセンス等の決定会議の議事録を作成し、ＡＢパネルの議長はこれに記名捺印または署名しなければならない。
 - ① 議長および出席者／欠席者の氏名
 - ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
 - ③ 会議の日付および場所
- (6) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。上訴の申立てを取り下げた場合は、その時点でＦＩＢの決定が確定するものとする。
- (7) ライセンス申請者がＡＢに上訴する場合は、上訴手数料として金10万円(税抜)をＪリーグに支払うものとし、当該手数料はいかなる理由があっても返却しない。
- (8) ＡＢによる決定結果は、ＣＬＡからＪリーグ理事会およびＪＦＡ理事会に対して報告されるとともに、決定日から７日以内に、ライセンス申請者およびＬＭに対し、決定結果および決定理由を明記した書面（以下「ＡＢ決定書」という）が送付される。
- (9) ＡＢの決定に対して上訴権を有する者については、第25条第２項の規定を準用する。
- (10) 前項の規定に基づき上訴権を有する者は、ＡＢ決定書の受領日から21日以内に、ＣＡＳに対して上訴申立てを行うことができ、上訴した場合には速やかにＣＬＡに対して上訴の申立書の写しを送付する。当該期間内にＣＡＳに対する上訴がなされなかった場合、当該期間満了時にＡＢの決定が確定する。当該上訴申立ては、ＡＢの決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、ＣＡＳは申立てに基づいてそのような中断させる効果を有する命令を行うことができる。

第27条〔Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付の決定〕

ＣＬＡはＪリーグに対し、ライセンス交付の対象となるシーズンが開始する年の４月30日

までに、Ｊ１・Ｊ２ライセンスを交付したクラブの一覧を文書にて通知する。また、ＣＬＡはＪリーグおよびＪＦＡに対し、ＡＦＣライセンスが交付されたクラブの一覧表の通知を行い、ＡＦＣが別途通知する期限内に、ＡＦＣライセンスが交付されたクラブの一覧表をＡＦＣに提出する。

第 7 章 A F C クラブ競技会への出場資格

第28条〔ＡＦＣクラブ競技会への出場資格の承認〕

- (1) ＡＦＣクラブ競技会に出場するためには、以下の各号の条件を満たしていなければならない。
 - ① ＡＦＣライセンスが交付されていること
 - ② 国内競技会の結果、ＡＦＣクラブ競技会への出場資格を得ること
 - ③ ＡＦＣスタジアム規則を満たしたスタジアムを確保していること
- (2) 前項の規定にかかわらず、当該クラブにＡＦＣライセンスが交付されるか否かに関する最終決定を行う権利は、ＡＦＣ規則に基づきＡＦＣに留保される。
- (3) ＡＦＣライセンスの審査および交付は、本交付規則の第１章から第６章および第８章から第14章に定められたＪ１ライセンスの基準および手続きと同様に行われる。ＡＦＣライセンスの申請から交付までの手続は、本交付規則別表２「ＡＦＣクラブライセンス コアプロセスカレンダー」に従う。

第29条〔ＡＦＣクラブ競技会出場の臨時承認〕

- (1) ＡＦＣライセンスを保有していないクラブが、国内競技会の結果によってＡＦＣクラブ競技会への出場資格を得た場合、Ｊリーグは、ＪＦＡを通じ、当該クラブに代わり、ＡＦＣに対し、ＡＦＣライセンスの臨時適用を申請することができる。
- (2) 前項にいうＡＦＣライセンスの臨時適用の詳細は、ＡＦＣクラブライセンス規則第１５条および付属文書４」によるものとする。

第30条〔ＡＦＣライセンス取消しの場合の措置〕

- (1) Ｊリーグは、本交付規則に定める審査の過程でライセンシーのＡＦＣライセンス取消しが予見される状態となった場合には、ＪＦＡを通じて、その旨をＡＦＣのライセンス交付部門に通知しなければならない。
- (2) ＡＦＣクラブ競技会に出場することが決定していたクラブについてＡＦＣライセンスが取消された場合は、当該クラブをＡＦＣクラブ競技会から失格にすることに関する決定は、最終的にＡＦＣによって行われる。

- (3) 前項に関する最終決定は、A F Cエントリー管理機関が行う。この決定は、A F Cエントリー管理機関の手続き規則に従って行われる。

第31条〔A F Cクラブ競技会の失格〕

本交付規則の別段の定めにかかわらず、クラブへの制裁またはクラブを将来のA F Cクラブ競技会から失格にする権利は、A F Cの諸規則に基づきA F Cに留保される。

第 8 章 競技基準

第32条〔競技基準〕

(1) 競技基準の目的は、以下のとおりである。

- ① 最高の質を有するサッカー選手が育成され、継続的に輩出されることを確実にすること
- ② 明確な進路を備えた漸進的な育成体制を確立すること
- ③ クラブ固有の質を重視したアカデミープログラムを設計し、実施すること
- ④ アカデミー選手のために、サッカー関連の教育および補足的な理論教育に裏付けられたエリート選手向け技術教育を実施すること
- ⑤ 全選手のために総合的な医療支援サービスを提供すること
- ⑥ 適格性を有する人員がエリート選手の育成および管理に従事することを確実にすること

(2) 競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
S. 01	A	選手登録 ライセンス申請者の選手（S. 03で定めるチーム選手を含む）はすべて、「選手の地位および移籍に関する F I F A 規則」の関連規定に従い、A F C 加盟協会および、またはその加盟リーグに登録していること。
S. 02	A	トップチーム選手の医療面でのケア ライセンス申請者は、トップチームでプレーする資格のあるすべての選手（S. 04に含まれるユース選手を除く）について、J リーグの定めるメディカルチェックを年に 1 回受診させなければならない。
S. 03	A	選手の育成体制（アカデミーチーム） (1) ライセンス申請者は、下記のアカデミーチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、第 4 号および第 5 号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、ライセンス申請者は、毎年度、当該

		アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。 ① U-18チーム ② U-15チーム ③ U-14チーム（チーム登録上U15チームに含まれる） ④ U-12チーム ⑤ U-10チーム (2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チームおよびU-14チーム（チーム登録上U-15チームに含まれる）はJ F Aにチームおよび所属選手の登録を行っていないなければならない、U-12チームおよびU-10チームについては、J F Aにチーム登録した場合には、J F Aに当該チームの所属選手を登録しなければならない。 (3) 第1項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チーム、U-14チーム（チーム登録上U-15チームに含まれる）およびJ F Aにチーム登録を行ったU-12チームは、それぞれJ F A公認の公式競技会に出場していなければならない。なお、U-10チームについては当該競技会に出場する義務はないが、選手の競技機会確保のため、ライセンス申請者が地域レベルの大会を実施するようにする。
S.04	B	ユース選手の医療面でのケア ライセンス申請者は、13歳以上のすべての選手について年に1回の健康診断を受診させなければならない
S.05	B	トップチーム選手の医療保険 ライセンス申請者は、トップチームでプレーする資格のあるすべての選手（S.03に含まれるユース選手を除く）に対して総合的な医療保険の補償を行わなければならない。

第 9 章 施設基準

第33条〔施設基準〕

- (1) 施設基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ライセンス申請者が各競技会を開催可能な、安全で快適なスタジアムを有すること
 - ② ライセンス申請者が所属選手の技術的スキルの向上に役立つ、適切なトレーニング施設を有すること
- (2) 施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
1.01	A	スタジアム (1) ライセンス申請者は、A F Cクラブ競技会およびJリーグ公式試合のリーグ戦の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを確保しなければならない。 ① ライセンス申請者がスタジアムを所有していること ② ライセンス申請者と使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、A F Cクラブ競技会のホームゲーム（ライセンス申請者が出場資格を得た場合）およびJリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面にて合意されていること。 なお、Jリーグ公式試合のリーグ戦におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を当該スタジアムで開催することを指す (2) 前項のスタジアムは、日本国内にあって、J F AおよびJリーグに公認されており、「Jリーグスタジアム基準」に定める要件を満たしていなければならない。ただし、当該スタジアムがA F Cクラブ競技会の会場として使用可能か否かを決める権限はA F Cが留保する。 (3) 第1項に定めるスタジアムは、ライセンス申請者のホームタウン内に所在していなければならない。所在していない場合は、ライセンス申請者は正当な理由を提示しなければならない。 (4) 第1項に定めるスタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行

		されたものでなければならない。
I.02	A	スタジアム - 安全性の認可 スタジアムは国内法令およびAFC規則に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。 (1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。 (2) ライセンス申請者は、スタジアム所有者、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を定めなければならない。 ① スタジアム構造の安全性および建物の適切性 ② 管轄権を有する当局の安全／警備規制に関する遵守宣言 ③ スタジアム全体の入場可能数の承認（個席、立見席、および合計人数） (3) スタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行され、ライセンスの対象シーズン中も有効なものでなければならない。
I.03	A	試合警備計画書 (1) ライセンス申請者は、サッカーの試合開催に関するあらゆる側面を網羅した、安全・セキュリティ戦略を確保するための組織的措置を盛り込んだ、試合警備計画書（届け出済みのもの）を提出しなければならない。これには、避難計画に加え、チケット販売システム、顧客の手荷物検査、ホーム・アウェイサポーターの分離計画、試合後の観客退場計画、医療サービス、火災発生時の対策、停電、その他の緊急事態への対応など、すべての関連情報が含まれるものとする。 (2) 避難計画には、適用される国内法令に従って緊急時にスタジアム内のすべての人を確実に避難させるための避難経路および避難完了時間を示した、少なくとも色分けされた平面図（フロアプラン）を含めなければならない。 (3) 適用される国内法が存在しない場合、ライセンス申請者は、適切な行政機関（例：地方の安全保障当局、地元の病院、消防署、警察など）と緊密に協力して、避難計画の内容を策定しなければならない。

I.04	A	トレーニング施設 (1) ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先的に使用できる、以下の各号に定める設備を備えたトレーニング施設を有していなければならない。 ① 常時使用できる天然芝、またはハイブリッド芝のピッチ 1 面（J 2 ライセンスに限っては人工芝でもよい）および屋内トレーニング施設 ② 前号のピッチを観覧できるエリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする ③ クラブハウス（J 1 ライセンスに限っては以下の設備を備えたものでなければならない） イ. トレーニングジム ロ. トップチーム用の更衣室（トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8 基程度のシャワー、トイレを備えていること） ハ. ビジターチーム用の更衣室 ニ. メディカルケアスペース（マッサージ台 2 台、ベッド、担架、AED、冷蔵庫および製氷機を備えていること） ホ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容可能なミーティングルーム（映像再生装置が使用可能であること） ヘ. メディアからの取材に対応するスペース ト. メディアが作業できるスペース（ヘ. のスペースとは別であること） チ. 駐車場（クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれのために用意されていること） ④ メディカルルーム（J 1 ライセンスに限っては前号ニ. に定められた設備を備えたもの） (2) ライセンス申請者は、前項の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。 ① ライセンス申請者が所有していること ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者

		(複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者)との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面に合意されていること (3) 前項に定めるトレーニング施設の所有者との合意を示す「トップチームの練習場に関する確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。
	C	(4) 第1項にかかわらず、ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先的に利用できる以下のトレーニング施設を有していることが望ましい。 ① クラブハウスに隣接した常時使用できるフルサイズの天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝のピッチ1面および人工芝ピッチ1面。ピッチには、防球ネットを設けること。なお、ピッチサイドにクラブスポンサーの広告が掲出可能なスペースを設けること ② 前号のピッチそれぞれについて設けられた観覧エリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする ③ フットサルまたはビーチサッカー用のコート（第1号のピッチとは別のものであること） ④ 室内または屋根付きのピッチ1面（第1号のピッチとは別のものであること） ⑤ 以下の設備を備えたクラブハウス イ. トップチーム用のトレーニングジム ロ. プールおよびジェットバス ハ. トップチーム用の更衣室（トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8基程度のシャワー、トイレを備えていること） ニ. ビジターチーム用の更衣室 ホ. 女子チーム用の更衣室 ヘ. 審判用の更衣室（4人以上のロッカー、シャワー、トイレを備えていること） ト. 女子審判用の更衣室（4人以上のロッカー、シャワー、トイレを備えていること） チ. メディカルケアスペース（マッサージ台2台、ベッド、担

		架、AED、冷蔵庫、製氷機、X線撮影装置を備えていること リ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容可能なミーティングルーム（映像再生装置が使用可能であること） ヌ. 監督室およびコーチングスタッフ室 ル. 女子チーム監督室およびコーチングスタッフ室 ヲ. トップチーム選手用のラウンジ ワ. 厨房設備のあるチーム用の食堂 カ. メディアからの取材に対応するスペース（複数のインタビューに同時に対応可能であること） ヨ. メディアが作業できるスペース（カ. のスペースとは別のものであり、無線 LANが使用できること） タ. ランドリーおよび乾燥室 レ. エキップメントルーム ソ. 一般客用のラウンジ ツ. トロフィー、表彰物等の展示スペース ネ. グッズショップ ナ. 駐車場（クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれのために用意されていること） ラ. 避雷設備 ⑥ トップチーム選手寮 (5) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たすことが望ましい。 ① ライセンス申請者が所有していること ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面に合意されていること
I. 05	A	アカデミーのトレーニング施設 (1) ライセンス申請者は、年間を通じてアカデミーのトレーニングに利用できる以下の施設を有していなければならない。 ① 常時使用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ 1 面および屋内トレーニング施設 ② クラブハウス

		③ メディカルルーム (2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。 ① ライセンス申請者が所有していること ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること
I.06	B	スタジアム：基本原則 (1) スタジアムには、試合運営に関する基本原則（試合運営管理規定）を定め、少なくとも以下のいずれか一つ（一つ以上）の方法によって、観客が確認できる状態にしなければならない。 ① スタジアム内の目に見える場所に掲示する ② チケットに印刷する ③ オンライン（公式サイト等）で公開する (2) この基本原則には、少なくとも以下の事項に関する情報が含まれていなければならない。 ① 入場する権利に関する事項 ② 試合の中止または延期に関する事項 ③ フィールドに侵入すること、物を投げること、下品な言葉や暴言を吐くこと、人種差別的な行為等の禁止事項及び罰則の説明 ④ 喫煙、ビン缶類の持ち込み、花火、横断幕、応援旗等の制限 ⑤ 座席に関するルール ⑥ スタジアムから退場処分となる行為
I.07	A	スタジアム：身体障がいのある観客 スタジアムには、身体障がいのある観客とその付添人を安全かつ快適な状態で受け入れるための設備を設けることとする。具体的には、以下の条件を満たすこととする。 (1) スタジアムには、観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設けなければならない。

		(2) スタジアムには、車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えなければならない
	C	スタジアム：身体障がいのある観客 (1) スタジアムには車椅子用のスロープを確保することが望ましい。 (2) 車椅子席は、ホームとビジターに分けて設置することが望ましい。 (3) 車椅子席は、雨に濡れることなく、前列の観客により視野を妨げられない場所にあることが望ましい。
1.08	B	スタジアム：衛生施設 (1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、バリアフリートイレを備えなければならない。 (2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。 (3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5室、男性用小便器8基を備えなければならない。
	C	(4) 前項にかかわらず、Jリーグでは、1,000名の男性観客に対し、少なくとも洋式トイレ3室、男性用小便器15基および洗面台6台、また、1,000名の女性観客に対し、少なくとも洋式トイレ28室、洗面台14台を備え、車椅子席15席に対してバリアフリートイレ1室を備えることが望ましい。
1.09	B	スタジアム：屋根 (1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。
	C	(2) 前項にかかわらず、スタジアムの屋根は、すべての観客席を覆うことが望ましい。

第10章 人事体制・組織運営基準

第34条〔人事体制・組織運営基準〕

- (1) 人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ライセンス申請者がプロフェッショナルな方法で運営管理されること
 - ② ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを有するスペシャリストを有すること
 - ③ トップチームおよびその他のチームの選手が、資格を有するコーチによるトレーニングを受け、必要な医療スタッフによりサポートされること
- (2) 人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
P.01	A	クラブ事務局 (1) ライセンス申請者は、事務局運営に十分な広さの、必要な設備を備えた事務所スペースを有していること。 (2) ライセンス申請者は、日常業務を担当する十分な人数の熟練した事務局スタッフを任命すること。 (3) ライセンス申請者は、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンサーに届け出なければならない。 ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 役員・社員・従業員の一覧 ③ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、公式ホームページのURL、Eメールアドレス
P.02	A	代表取締役または代表理事 ライセンス申請者には、適用法令に従って適切に選任され、日常業務にも責任を持つ、代表取締役または代表理事がいなければならない。
P.03	A	クラブライセンスオフィサー (1) ライセンス申請者は、全てのクラブライセンス業務に責任を有するクラブライセンスオフィサーを置かなければならない。 (2) クラブライセンスオフィサーは、以下の事項を行わなければ

		ばならない。 ① すべてのクラブライセンス業務に関して、ライセンス申請者とライセンサーとの間の主要な連絡窓口として勤めること ② クラブライセンス基準を満たすために必要なすべての書類が、期限内に提出されるように管理・徹底すること ③ ライセンサーまたはAFCが行うあらゆる審査、検査。監査に対し、情報提供や立ち入りの協力を行うこと ④ JFAやJリーグ、AFCが主催するすべての関連ワークショップに出席すること ⑤ 本規則を遵守し続けるため、クラブ内において最善策を講じること
P.04	A	トップチーム監督 ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者をトップチームの監督（ヘッドコーチ）に置かなければならない。なお、当該監督は以下いずれかの指導者ライセンスがJFA技術委員会にて認定され、ライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効なJFA Proライセンス ② 有効なAFC Proライセンス ③ 有効なUEFA Proライセンス ④ 上記①から③以外の海外指導者ライセンス保有者で、JFA技術委員会においてJFA Proライセンス相当と認定された者 ⑤ J3リーグに所属しているクラブに限り、「有効なJFA Aジェネラルライセンス」またはJFA技術委員会においてJFA Aジェネラル以上のライセンス相当と認定された者
P.05	A	トップチームのコーチ ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者を1名以上、トップチームのコーチに置かなければならない。なお、当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を

		経たうえて任命されなければならない。 ① 有効な J F A A ジェネラルライセンス ② 有効な A F C A ライセンス ③ 有効な U E F A A ライセンス
P.06	A	メディアオフィサー ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する常勤のメディアオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、メディアオフィサーとして登録があること
P.07	A	オペレーションオフィサー ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する常勤のオペレーションオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定する試合運営に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、オペレーションオフィサーとして登録があること
P.08	A	ファイナンスオフィサー ライセンス申請者は、経理・財務を担当する常勤の取締役または理事を置き、かつ、常勤のファイナンスオフィサーとして、課長職以上、もしくは経理・財務分野において3年以上の実務経験を有する者で、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。 ① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者 ② 以下のいずれかの資格を有する者 イ. 公認会計士 ロ. 税理士 ハ. 中小企業診断士 ニ. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者
P.09	A	医師（メディカルドクター）

		(1) ライセンス申請者は、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。当該医師は、試合およびトレーニング中の医療面のサポートを確実に行うものとする。 (2) 前項にいう医師は、日本国医師免許を保有しているものとし、ライセンス申請者は、前項にいう医師のなかから、チームの医療面における責任者を任命し、Ｊリーグに届け出るものとする。
P. 10	A	メディカルスタッフ ライセンス申請者は、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを置き、Ｊリーグに届け出なければならない。なお、メディカルスタッフは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。 ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー
P. 11	A	育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング） ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有し、かつ、国内外の登録チームでの3年以上の指導経験がある者を育成部門の責任者としてアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングに置かなければならない。なお、当該アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効なＪＦＡ Ａジェネラルライセンス ② 有効なＡＦＣ Ａライセンス ③ 有効なＵＥＦＡ Ａライセンス
P. 12	A	アカデミーチーム監督

		ライセンス申請者は、第32条基準S. 03に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する専任の監督を任命しなければならない。当該監督は、特定のアカデミーチームに対するコーチングの経験、またはアカデミーチームの選手の管理に関連する補足的な認定や資格を保有していなければならない。技術的なトレーニングを効率的に実施することができる能力を持っている必要がある。なお、当該監督はライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効なJ F A Bライセンス ② 有効なA F C Bライセンス ③ 有効なU E F A Bライセンス
P. 13	A	アカデミーチームコーチ ライセンス申請者は、第32条基準S. 03に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有するコーチをそれぞれ1名以上置かなければならない。そのうち少なくとも1名のコーチは、特定のアカデミーチームに対するコーチングの経験、またはアカデミーチームの選手の管理に関連する補足的な認定や資格を保有していなければならない。技術的なトレーニングを効率的に実施することができる能力を持っている必要がある。当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効なJ F A Bライセンス ② 有効なA F C Bライセンス ③ 有効なU E F A Bライセンス
P. 14	A	セキュリティオフィサー ライセンス申請者は、安全および治安に関する事項について責任を有するセキュリティオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。 ① 国内法令による、警察官または警備員としての証明を有する者 ② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者 ③ Jリーグが特定する安全と保安に関する課程を修了し、

		かつ、最低１年の実務経験を有し、セキュリティオフィサーとして登録があること
P. 15	A	安全・警備組織：警備員 (1) ライセンス申請者は、警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託することで、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保しなければならない。 (2) 前項の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。 ① 警備員を雇用すること ② 警備員を提供するスタジアム所有者と書面による契約を締結すること ③ 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること (3) ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。
P. 16	A	ヒューマンオフィサー ライセンス申請者は、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育について責任を有する常勤のヒューマンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かななければならない。 Jリーグが特定する人事及び労務管理に関する課程を終了し、かつ、最低１年の実務経験を有し、ヒューマンオフィサーとして登録があること
P. 17	A	ホームタウンオフィサー ライセンス申請者は、ホームタウン活動に関する事項について責任を有する常勤のホームタウンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かななければならない。 Jリーグが特定するホームタウン活動関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低１年の実務経験を有し、ホームタウンオフィサーとして登録があること
P. 18	A	コンプライアンスオフィサー (1) ライセンス申請者は、以下の事項について責任を有するコンプライアンスオフィサーを置かななければならない。

		① クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー（反社会的勢力との関係遮断、差別の根絶およびＪリーグとしての社会的責任の履行）の浸透に向けた研修の統括 ② ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案（いわゆる有事）が発生した時の対応 ③ クラブに関わる者（ファン・サポーター等）のソーシャル・フェアプレーの啓発 ④ 財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令を遵守するための内部統制の整備と運用状況の確認 (2) 前項にいうコンプライアンスオフィサーは、常勤の取締役でなければならない。
P. 19	B	リーガルアドバイザー（法律顧問） (1) ライセンス申請者は、ライセンス申請者の活動における法務事項について責任を有するリーガルアドバイザーを任命していること。 (2) リーガルアドバイザーは以下のいずれかの条件を満たすものであることとする。 ① ライセンス申請者が雇用する専任の弁護士 ② 契約に基づく外部の顧問弁護士

P. 20	B	テクニカルダイレクター (1) ライセンス申請者は、以下の要件を満たす者をテクニカルダイレクターに置かなければならない（ただし、J 2 ライセンスにおいては不在でもよい）。 (2) テクニカルダイレクターは、以下①から③のいずれかの指導者ライセンスを保有していること。また、プロクラブレベルでの幅広い競技および職務経験のような追加資質を有しているか、選手、コーチ、マネージャーもしくはアドバイザーとしてクラブに長く勤めてきた専任メンバーであることとする。 ① 有効な J F A A ジェネラルライセンス ② 有効な A F C A ライセンス ③ 有効な U E F A A ライセンス (3) テクニカルダイレクターは、優れた管理能力やビジョンを有し、クラブの技術育成において指導力を発揮することとする。 (4) テクニカルダイレクターは、以下の事項について責任を負うものとする。ただし、これに限定はされない。 ① クラブの哲学を確立および／または実施すること ② アカデミーと選手の育成体制・プログラムを確立すること ③ 技術基準が維持され、向上されることを確実にすること ④ すべての技術および育成プログラムを監視し、評価すること ⑤ 人材発掘（スカウト） ⑥ クラブユースアカデミーの管理 ⑦ コーチやスカウトの採用と管理 ⑧ 試合分析プロセスの管理
-------	---	--

P. 21	B	チームアナリスト (1) ライセンス申請者は、ビデオ分析、パフォーマンスデータ、選手トラッキングツールなどのフットボールテクノロジーシステムを活用し、トップチームをサポートしてチームおよび選手のパフォーマンスを向上させる責任を負う、チームアナリストを配置しなければならない。 (2) チームアナリストは、以下のいずれかの要件を満たしていなければならない。 ① スポーツ科学、スポーツパフォーマンス分析、データアナリティクス、またはそれらに関連する分野における、公認の資格または認定を保有していること ② スポーツパフォーマンス分析または試合分析における、少なくとも2年の実務経験を有していること
P. 22	B	トップチームのゴールキーパーコーチ ライセンス申請者は、トップチームのために以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者をゴールキーパーコーチに置かなければならない(ただし、J 2ライセンスにおいては不在でもよい)。 ① 有効な J F A ゴールキーパー Level 3 ライセンス ② 有効な A F C ゴールキーパー Level 3 ライセンス ③ 有効な U E F A ゴールキーパー A ライセンス
P. 23	B	トップチームのフィットネスコーチ ライセンス申請者は、トップチームのために A F C フィットネスコーチ Level 2 ライセンスを保有する者をフィットネスコーチに置かなければならない(ただし、J 2 ライセンスにおいては不在でもよい)。
P. 24	B	ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務 (1) 本条に規定される人員について、シーズン途中に、ライセンス申請者の支配の及ばない事由(病気、事故等)に起因して欠員が出た場合、ライセンス申請者は当該人員を60日以内に補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はライセンス交付シーズンの末日までとする。 (2) 本条に規定される人員について、ライセンス申請者の決定(任期途中での解任、解雇等)に起因して欠員を生じさせる場合

		には、ライセンス申請者は、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員を直ちに補充しなければならない。 (3) ライセンス申請者は、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。
--	--	--

第11章 法務基準

第35条〔法務基準〕

(1) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
L. 01	A	AFCクラブ競技会出場への宣言書 ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の法的に有効な宣言書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Ｊリーグへの提出期限前３か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。 ① FIFA、AFC、JFA、および国内リーグの、規約、規程、規則決定ならびにAFC規約の関連条項に定めるスイスのローザンヌ所在のスポーツ仲裁裁判所（CAS）の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけFIFAまたはAFCが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ FIFAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ JFAに公認されている競技会で競技すること ⑤ AFCまたはFIFAに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ J1・J2クラブライセンス交付規則の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ 報告対象範囲が、本規則第36条第2項の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体による本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと ⑧ 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること ⑨ クラブライセンスの交付主体であるＪリーグ、JFAおよびAFCに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、

		上訴手続の際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑩ A F C が本交付規則第 9 条に従い、評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるコンプライアンス監査を実施する権利を留保していることを認めること ⑪ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、J リーグに通知すること
L. 02	A	クラブの登記情報 (1) ライセンス申請者は以下の文書を提出しなければならない。 ① ライセンス申請者の定款原本の写し ② ライセンス申請者の履歴事項全部証明書の写し（J リーグへの提出期限より 3 か月前以内に発行されたものであること） (2) ライセンス申請者が株式会社である場合には取締役会設置会社でなければならない。
L. 03	A	他クラブの経営等への関与の禁止 ライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の法的に有効な文書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、J リーグへの提出期限 3 か月前以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したもの、または電磁的方法による署名等を行ったものとする。 ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、

		そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること
L. 04	A	グループの法的構造および最終的支配当事者 (1) ライセンス申請者は、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する情報を、Ｊリーグに提出しなければならない。この情報は、図の形式で表示し、経営陣による適切な承認を受けていること。法定の決算日から、ライセンスに図を提出するまでの間にグループの法的構造に変更があった場合には、Ｊリーグに知らせること。 (2) この文書には、以下に関する情報が明記され、これらの情報が含まれていること。 ① ライセンス申請者、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ② ライセンス申請者の子会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ③ ライセンス申請者の関連する会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ④ ライセンス申請者の最終的な支配当事者、およびそれに至るまでの直接的または間接的な支配事業体 ⑤ ライセンス申請者の直接的もしくは間接的な所有持分の10%以上、または議決権の10%以上を保有する当事者 ⑥ ライセンス申請者に対して重大な影響力を及ぼす当事者 ⑦ その他、その態様如何を問わず、前6号に定める当事者またはそれらの主要な経営陣が所有持分もしくは議決権を有し、またはその財務および運営方針のガバナンスに対して関与または影響を及ぼしているフットボールクラブ ⑧ 本規則第36条第2項に定める報告対象範囲 (3) Ｊリーグは、適切と判断される場合には、ライセンス申請者およびライセンシーに対して上記以外の追加情報の提出を求め

		ることができる（例えば、最終的支配事業体、直接の支配事業体の子会社および関連会社に関する情報等）。 (4) グループの法的構造に含まれるすべての事業体に関して、以下の情報を提出していること。 ① 法人の名称 ② 法人の種類 ③ 法人の主な事業 ④ 所有持分の割合（これと異なる場合には、保有する議決権の割合） (5) ライセンス申請者の子会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバーの子会社について、次の情報も併せて提出しなければならない。 ① 株主資本 ② 総資産 ③ 総収入 ④ 純資産合計
L. 05	A	プロ選手との書面による契約 ライセンス申請者のすべてのプロ選手は、ライセンス申請者と書面による契約を締結しなければならない。当該契約は「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」の関連条項に準じ、また、法令ならびにFIFA、AFC、JFAおよびJリーグによって求められるすべての主要な条項が含まれているものとする。
L. 06	A	クラブ内の懲戒手続 ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよびJFAの規約、規程および規則に適合した、法的に有効な懲戒規則、またはそれに類する文書を提出しなければならない。
L. 07	B	選手と社員のための行動規範 ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよびJFAの規約、規程および規則に適合した、選手およびオフィシャルのための法的に有効な行動規範を定めなければならない。行動規範は、法的拘束力のある懲戒規則により補足されていること。

第12章 財務基準

第36条〔財務基準〕

- (1) 財務基準の目的は以下のとおりとする。
 - ① クラブの経済的および財務的能力を向上させること
 - ② クラブの透明性と信頼性を高めること
 - ③ 債権者保護を重視すること
 - ④ シーズンを通じた国内競技会および国際競技会の継続性を保護すること
 - ⑤ 国内競技会および国際競技会における財務面でのフェアプレーを監視すること
- (2) ライセンス申請者が何らかの関連する会社等を有している場合には、ライセンス申請者の個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をライセンサーに提出しなければならない。
- (3) ライセンス申請者の関連当事者との取引は、日本国の会計基準に基づいて会社法に定める計算書類に注記されるか、別添資料を作成してライセンサーに提出されなければならない。
- (4) 財務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
F.01	A	年次財務諸表（監査済み） (1) ライセンス申請者は、AFCおよびライセンサーの指示に基づき、ライセンス申請者の有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式（審査日の属する年の1月末日までに終了する最終の事業年度（「判定対象事業年度」という）のもの）を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該財務諸表は監査法人または公認会計士の監査を受けたものとし、ライセンサーの求めに応じ、決算の詳細はライセンサーに開示されなければならない（ただし、J2ライセンスにおいては監査法人又は公認会計士の監査を受けていなくてもよい）。 (2) ライセンス申請者は、前項の資料に基づき、ライセンスを申請した日の属するシーズンの翌シーズンのライセンス交付について審査されるものとする。ただし、ライセンス申請者が、前項にいう会計監査人から監査報告書において否定的意見が付されたかまたは意見不表明となった場合には、審査に及ばないものとする。

F.02	A	中間財務諸表（レビューまたは監査済み） (1) ライセンス申請者は、基準F.01の定めによって提出された年次財務諸表の最終の事業年度の末日が5月31日の6か月以上前である場合には、当該事業年度の翌事業年度について中間財務諸表を作成し、提出しなければならない。 (2) 前項の中間財務諸表の会計期間は、前事業年度末の翌日から原則として12月末日までの期間とする。 (3) 第1項の中間財務諸表は、監査法人または公認会計士のレビューもしくは監査を受けていなければならない。（ただし、J2ライセンスは除く）。 注記：上記にかかわらず、2026年2月のライセンス申請においてはAFCライセンスの交付を希望せず、J1・J2ライセンスのみ交付を希望するライセンス申請者は、中間財務諸表を提出する必要はないものとする。
F.03	A	選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の不存在 ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンが開始する年の前年11月30日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンが開始する年の前年12月31日）の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの年が開始する年の2月末日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンが開始する年の3月31日）までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。
F.04	A	従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の不存在 ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンが開始する年の前年11月30日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンが開始する年の前年12月31日）の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、第34条基準P.02から基準P.23までに示す人員を含むがこれに限定されない）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がない

		ことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの年が開始する年の2月末日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンが開始する年の3月31日）までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。
F. 05	A	ライセンサー、加盟協会および／またはAFCに対する期限経過未払金の不存在 ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンが開始する年の前年11月30日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンが開始する年の前年12月31日）の時点で、ライセンサー、加盟協会および／またはAFCに対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの年が開始する年の2月末日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンが開始する年の3月31日）までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。
F. 06	A	ライセンス交付の決定に先立つ表明書 (1) FIBによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、ライセンス申請者はライセンサーに対し、下記の事項に関して印鑑登録されているクラブの代表者印が押印された表明書を提出しなければならない。 ① ライセンサーに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ② すべてのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無 ③ 以前に提出された監査済み年次財務諸表またはレビュー済み中間財務諸表（該当する場合）の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か ④ 第18条に基づくライセンス申請者（またはライセンス申請者と契約関係にあるAFC加盟協会の登録メンバー）、また

		は、ライセンス申請者の報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12ヶ月以内に受けているか、または受けようとしているかどうか (2) 前項にかかわらず、ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、ライセンス申請者は当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。
F.07	A	予算および予算実績、財務状況の見通し (1) ライセンス申請者は、F.01で判定対象事業年度となった翌事業年度の年次の損益予算を科目ごとの明細とともに、翌事業年度が開始する前日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。 (2) ライセンス申請者は、Jリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるライセンス申請者の予算実績および財務状況の見通しを説明する資料を提出し、その資料に基づいてC L Aの調査を受けなければならない。C L Aはこの調査により、当該決算期において、当該申請者の経営の継続が困難であるか否かを審査するものとする。
F.08	A	ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務 (1) ライセンスの交付を受けた後、ライセンス交付の対象となるシーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンシーはライセンサーに対し、その出来事の内容、およびライセンシーの事業に与える影響を説明した書式を提出しなければならない。 (2) ライセンサーは、前項の書式を、ライセンス交付の対象となるシーズンの翌シーズンにおけるライセンス交付の評価資料に加えることができる。
F.09	A	財務状況の見通しの修正義務 ライセンス申請者が財務状況の見通しの説明に対する違反行為を行った場合、ライセンス申請者はライセンサーの指示に従い、財務状況の見通しを修正し、過去6か月以上の財務状況資料を合わせて提出しなければならない。

第13章 育成・サステナビリティ基準

第37条〔育成・サステナビリティ基準〕

(1) 育成・サステナビリティ基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
D.01	A	アカデミープログラム (Youth Development Programmes) (1) ライセンス申請者は、ライセンサーからアカデミープログラムの書面の承認を受けていること。ライセンサーは、アカデミープログラムの質を評価したうえでこれを承認し、またトレーニングおよび試合の定期的視察を通じてその実施を検証すること。 (2) プログラムには、少なくとも次の項目が含まれていること。 ① アカデミーのビジョン、アカデミーのプレーイングフィロソフィーおよびアカデミーのコーチングフィロソフィー ② アカデミーの組織（組織図、関連組織、ライセンス申請者との関係〈クラブ内での位置付け〉、ユースチーム、グрасルーツ等） ③ 人員（フットボール部門〈技術、分析〉、メディカル&アスレチック部門、アカデリーマネジメント部門等）および必要とされる最低限の資格 ④ アカデミーが利用可能な施設（トレーニング施設、競技施設等） ⑤ 予算（収入、支出） ⑥ 年代別カテゴリーおよびポジションごとの4コーナーモデル（技術面、戦術面、フィジカル面、心理社会面）に基づいたコーチングカリキュラム ⑦ 教育プログラム（競技規則、ドーピング管理、スポーツ・インテグリティ、人権、反人種差別、セーフガーディングを含む） ⑧ アカデミー選手のための医療サポート（学校での健康診断を含む）

		⑨ プログラムにおける選手の個人記録（IDPなど）および評価の実施と提出 ⑩ アカデミーパフォーマンスプランを用いた、目標達成度および成果の管理 ⑪ プログラムの有効期間（3年以上7年以下とする） (3) ライセンス申請者は、以下を保証すること。 （ア）すべてのアカデミー選手が義務教育を受けられること （イ）すべてのアカデミー選手がサッカー以外の教育を受けることを妨げられないこと
D.02	A	教育プログラム ライセンス申請者は、J F A 審判委員会が説明するレフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他 A F C が求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチおよび強化責任者が出席したことを証明すること。
D.03	B	人種的平等の実践 ライセンス申請者は、人種差別に対処する方針を定め、ライセンス申請者の選手およびスタッフ全員が、書面に署名または電子記録によりこの方針を理解していること。
D.04	B	グラスルーツプログラム (1) ライセンス申請者は、ホームタウンに居住する年齢、ジェンダー、障がいの有無などにかかわらず、様々な人を対象とする定期的な催しやイベントを開催するものとする。 (2) 当該イベントには、一般市民の参加を促すこと。また、当該イベントの内容は、試合への関心を高め、社会的包摂の機会を充実させ、健康的なライフスタイルを支援し、さらに、スポーツと教育の両面において若者の発展をサポートするものであること。
D.05	C	セーフガーディング ライセンス申請者は、自らが開催する活動に子どもが参加するにあたり、A F C の方針およびガイドラインに沿って、虐待の可能性から子どもを保護し、フットボールの幸福感を促進するための措置を定め、これを適用すること。ライセンス申請者は、セー

		フガーディングポリシーの作成を含め、これらの措置の策定および実施のために、児童保護専門家と協力し、また、クラブ内でセーフガーディングの責任者を任命することが望ましい。
D.06	C	女子チーム ライセンス申請者は、女子チームを少なくとも1チーム保有するか、またはライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。なお、当該女子チームは、国、地域、または現地レベルの公式競技会に参加する義務があり、AFC加盟協会に認められる必要がある。当該女子チームにおいて、サッカーの楽しさを提供し、他の女子チームとプレーする経験を得る機会を与えるために適切なイベント（スクール、クリニック、ミニトーナメント、地域レベルでのユース集会、等）を開催することが望ましい。

第14章 マーケティング基準

第38条〔マーケティング基準〕

(1) マーケティング基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
M. 01	A	事業オフィサー ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤の事業オフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Ｊリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低１年の実務経験を有し、事業オフィサーとして登録があること
M. 02	A	マーケティングオフィサー ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤のマーケティングオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Ｊリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低１年の実務経験を有し、マーケティングオフィサーとして登録があること
M. 03	C	マーケティング戦略計画 (1) ライセンス申請者は、包括的な「マーケティング戦略計画」を策定することが望ましい。 (2) マーケティング戦略計画には、以下の情報を含めることが推奨される。 ① マーケティング活動に関連するクラブの目標、ビジョン、およびミッション ② 一般的な調査分析（SWOT分析、PESTEL分析など） ③ ファン・エンゲージメント（ファンとの絆・関係性強化）戦略 ④ 商業（コマーシャル）戦略 ⑤ スポンサーシップおよびパートナーシップ ⑥ イベントおよびマッチデー（試合開催日）マーケティング

		⑦ 予算およびリソース（経営資源）
M.04	C	クラブウェブサイト／ソーシャルメディア (1) ライセンス申請者は、公式のクラブウェブサイトおよび／またはSNS（ソーシャルメディア）アカウントを開設し、維持管理することが望ましい。 (2) 公式のクラブウェブサイト／SNSアカウントには、少なくとも以下の項目を含めることが推奨される。 ① 試合日程（対戦カード）、試合結果、およびリーグ順位表 ② マッチデー（試合開催日）の報道・速報、およびライブアップデート ③ ファン・エンゲージメント（ファンとの交流・絆を深めるための）コンテンツ ④ プロモーション（販売促進・広報）キャンペーン ⑤ チケット販売情報 ⑥ 公式ニュースおよび公式発表（アナウンスメント）

第15章 雑則

第39条〔守秘義務〕

- (1) Jリーグ、C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bの関係者は、本交付規則およびJ 1・J 2クラブライセンス関連規程に定める場合を除き、J 1・J 2ライセンス等の申請手続の過程でライセンス申請者から提出された資料および当該資料に記載されたライセンス申請者の非公開の情報を、当該ライセンス申請者の事前の同意なくして第三者に開示してはならない。ただし、J F Aに開示する場合および本交付規則第9条に定めるA F Cによる検査の場合を除く。
- (2) 前項に定める秘密保持義務が課せられる期間は無制限であるものとし、また、当該秘密保持義務に違反したものはJリーグ規約に従って懲罰を科され得る。
- (3) C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bの関係者は、第1項の内容を含む誓約書に署名しなければならない。ただし、Jリーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に、第1項の秘密保持義務を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。

第40条〔資料保管義務〕

C L Aは、J 1・J 2ライセンス等の申請および交付決定に関する書類および電子記録については、安全性を確保し適切に保管しなければならない。

第41条〔年次レビューミーティングの実施〕

C L Aは、交付規則第27条に定めるA F Cへの提出が完了した後、J 1・J 2クラブライセンス制度の実効性および効率性を高めることを主な目的とした年次レビューミーティングを実施する。

第42条〔J 1・J 2クラブライセンス制度への意見〕

C L Aは、J 1・J 2クラブライセンス制度に関わる者からJ 1・J 2クラブライセンス制度に対する意見を受け付ける体制を整えるものとする。

第43条〔言語〕

本交付規則は日本語版と英語版をもって作成される。本交付規則第9条第3項に定める場合を除き、日本語版を正文とし、日本語版と英語版との間で解釈に相違がある場合、日本語版による解釈が優先するものとする。

第44条〔不可抗力の事態が生じた場合の取扱〕

- (1) 自然災害、戦争、テロ等の不可抗力により、ライセンス申請者もしくはライセンシーが第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足することができない可能性が生じた場合、Ｊリーグ理事会は当該ライセンス申請者もしくはライセンシーからの申請に基づき、ＦＩＢ、ＡＢが行うＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付可否の決定、本交付規則第8条の制裁の決定、本交付規則第22条第3項のライセンス取消しもしくは制裁の決定にあたり、第8章から第12章に定める各ライセンス基準の一部を適用しない旨決定することができる。
- (2) ＡＦＣがＡＦＣ規則に基づき前項に関する決定をしたときは、前項の定めにかかわらず、ＡＦＣライセンスとの関係ではＡＦＣの決定が前項の決定に優先する。

第45条〔本交付規則に定めのない事項〕

- (1) 本交付規則に規定されていない事項については、Ｊリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、本規則に規定されていない事項のうちＡＦＣクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、ＡＦＣ規則に基づきＡＦＣが決定を下すことがある。この場合、ＡＦＣの決定がＪリーグの決定に優先する。
- (3) ＡＦＣが本交付規則およびＡＦＣ規則に関連する事項につき、別途Ｊリーグに対して指示を行った場合には、Ｊリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

第46条〔改正〕

本交付規則の改正は、Ｊリーグ理事会の発議に基づくＪリーグ総会の議決を経て、ＡＦＣに本交付規則の改正に関する承認を得て、これを行う。

第47条〔附則〕

本交付規則は2012（平成24）年2月1日から施行する。

〔改正〕

2012年12月11日

2014年1月31日

2014年12月10日

2015年12月8日

2016年12月7日

2017年12月6日

2018年12月6日

2019年12月4日

2021年1月1日

2022年1月1日

2023年1月1日

2024年1月1日

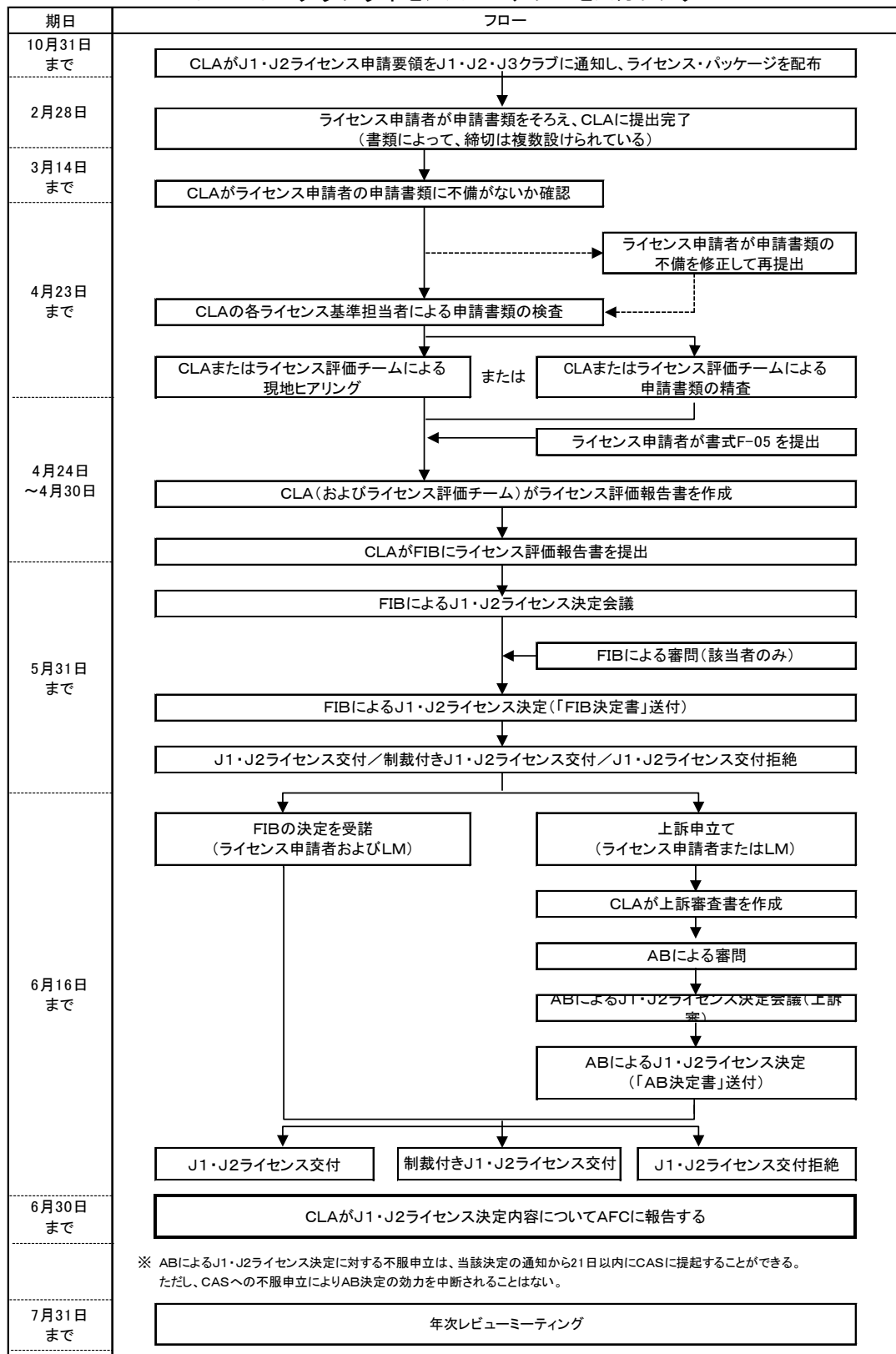
2025年 1 月 1 日

2025年10月 1 日

2026年 7 月 1 日

別表 1

J1・J2クラブライセンス コアプロセスカレンダー



別表2

AFCクラブライセンス コアプロセスカレンダー

